

資源循環型農業構造転換緊急対策事業費補助金 交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、資源循環型農業構造転換緊急対策事業実施要領（令和5年6月23日付け農技第266号、以下「実施要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 資源循環型農業構造転換緊急対策事業（以下、「本事業」という。）の内容並びに事業実施主体については、別表1に掲げるとおりとする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 知事は、事業実施主体が行う本事業を実施するために必要な別表1に掲げる経費について、成果目標の設定状況等に応じ、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(補助金の交付申請手続き)

第4条 規則第4条に定める交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を作成し、その者が別表1の事業実施主体に掲げる1から4のいずれかに該当していることを確認できる市町村（以下、「市町村」という）を通じて知事に提出しなければならない。

2 規則第4条に定める交付申請書の所定の期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第6条 事業実施主体は、第4条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下げ書（様式第3号）を市町村を通じて知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第7条 事業実施主体は、別表2に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4号）を、市町村を通じて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第8条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により変更等承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更承認通知書（様式第5号）により事業実施主体に通知するものとする。

（軽微な変更）

第8条 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第9条 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式第6号）を市町村を通じて知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第10条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、状況報告時点日の翌月15日までに市町村を通じて知事に報告しなければならない。ただし、第11条の規定により概算払請求書（様式第8号）を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払の請求）

第11条 事業実施主体は、第5条の交付決定通知をもとに補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（様式第9号）を市町村を通じて知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条第1項の別に定める実績報告書は、様式第10号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（別表2による補助事業の廃止があった時を含む。）は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月6日のいずれか早い日までに、実績報告書を市町村を通じて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の

審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 12 号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金等の返還は、知事の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（額の再確定）

第 14 条 事業実施主体は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、市町村を通じて知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 12 条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 15 条 知事は、次に掲げる場合には、第 5 条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第 16 条 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 17 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号の知事が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 20 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については期間の定めなく。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

（補助金等の経理）

第 18 条 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第 13 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第 19 条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。

付 則

この要項の改正は、令和4年11月30日から施行する。

付 則

この要項の改正は、令和5年6月23日から施行する。

別表 1

事業の種類	事業メニュー	事業の内容	事業実施主体
1 機械・施設等の導入	—	化学肥料の代替として堆肥等をほ場に散布するために必要な機械・施設の導入やペレット化など堆肥を散布し易くするために必要な堆肥等の加工機械の導入	茨城県内に所在する次のいずれかに該当する者であって、県内にその経営面積の過半の生産・経営基盤を持つ者とする。 1 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 55 号）に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者
2 堆肥等の施用	(1) 堆肥等の施用	化学肥料の代替として堆肥等をほ場に散布するための取組	2 農業経営基盤促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を到達した農業経営体 3 農経営基盤強化促進法に基づき、市町村から農用地利用規定の認定を受けた農事組合法人その他の団体 4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、市町村が策定した地域計画に位置付けられた農業経営体
	(2) 成分分析	化学肥料の代替として、認定農業者等が堆肥やもみ殻など産業副産物を活用し、自ら使用する肥料を生産する際に必要な成分分析の取組	

別表 2

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費区分の変更	事業内容の変更
1 資源 循環型 農業構 造転換 緊急対 策事業	1 機械・施設等の 導入 ①事業費 実施要領に基づい て行う事業の経費	1/2 以内 (1 事業実施 主体当たり 300 万円を上限と する。)	経費ごとの相 互間における 経費の増減	1 事業の中 止又は廃止
	2 堆肥等の施用 (1) 堆肥等の施用 ①事業費 実施要領に基づい て行う事業の経費	1/2 以内 (10a 当たり 2,500 円を上限 とする。また、 1 事業実施主体 当たり 15 万円 を上限とす る。)		2 事業実施 主体の名称 の変更
	(2) 成分分析 ①事業費 実施要領に基づい て行う事業の経費	1/2 以内		3 事業費の 30%を超え る増又は補 助金の増 4 事業費又 は補助金の 30%を超え る減